

福島第二原子力発電所 4号機における第3回定期事業者検査の開始について

2024年11月29日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

当所4号機は、2024年12月2日から第3回定期事業者検査を開始いたしますのでお知らせいたします。

1. 定期事業者検査の予定期間

2024年12月2日～2025年4月25日（145日間）

2. 定期事業者検査を実施する主な設備

- (1) 原子炉建屋クレーン（機能・性能検査）
- (2) 使用済燃料プール（外観検査）
- (3) 排気筒（外観検査）

3. 定期事業者検査で実施する主な検査内容

(1) 外観検査

漏えいまたはその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認

(2) 機能・性能検査

機器等の点検完了後、作動試験、試運転およびインターロック試験等を行い、
機器単体または系統の機能・性能等を確認

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）